

「令和2年7月豪雨災害義援金」の募集について



大雨災害により、各地で人的被害をはじめ、堤防の決壊による住宅への浸水被害、土砂崩れによる家屋の倒壊等の甚大な被害が発生し、複数県の市町村に災害救助法が発令されました。

中央共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に次のとおり義援金の募集を実施いたします。

義援金名称	令和2年7月豪雨災害義援金
受付期間	令和2年7月13日（月）から同年12月28日（月）まで （※被災県の状況に応じて、期間を延長する場合があります。）
義援金受付窓口	《斜里町共同募金委員会》 ※斜里町社会福祉協議会 住所：斜里町文光町52番地17（斜里町老人福祉センター内） 電話：0152-23-4704
義援金受入口座	《ゆうちょ銀行》 口座番号：00140-4-325150 口座名義： <small>ちゅうおうきょうどうぼきんかいいいわねん7がつごううさいがいぎえんきん</small> 中央共同募金会令和2年7月豪雨災害義援金 ※同行各店舗・郵便局の貯金窓口からの振込書による送金手数料は無料
義援金の送金	中央共同募金会でお預かりした義援金は、全額被災県に設置される配分委員会構成組織に被災状況に応じて按分の上送金致します。
税制上の取り扱い	この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。 確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に募集要綱を添えてご提出ください。 ※募集要綱：斜里町共同募金委員会においてお渡しできます。 《該当する税制優遇措置》 ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当 ・地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄附金」に該当

